

令和6年度第2回みやぎ観光振興会議仙台圏域会議 委員等発言要旨

日時：令和6年9月9日（月）午後2時から

場所：フォレスト仙台2階 第1・2会議室

～議事1についての意見等～

太見委員

- 1 宿泊事業者への配慮が一番重要だと思う。
- 2 入湯税と違い、宿泊税は基金管理されるのは良いと思う。
- 3 大阪府の宿泊税が100円に対して、本県の宿泊税300円は高く感じるものの、働き手不足に対応した生成AI導入への活用等、観光業の課題解決に対して明確に税が活用されていくのであれば、300円でも宿泊税は払うと思う。

半田委員

- 4 300円は高いと感じる人もいるだろう。また家族などの集団の利用になると支払額が増え、負担を感じやすくなるだろう。
- 5 宿泊税が未来への投資という目的があるのは良い。一方で、地域別にどう配分していくか、どれくらい効果がいきわたるのか不安を感じる。
- 6 宿泊事業者として、お客様へ宿泊税をどう説明していくかが不安である。

早坂委員

- 7 宿泊税300円で何をやるのか、何ができるのかを考え、結果的にお客様が満足できるようなサービスが得られるなら宿泊税を導入しても良いと考える。
- 8 旅行代理店や広告代理店から補助金を活用した観光資源の掘り起こしについて提案されたこともあるが、事務負担が大きい。また、そのような予算の使い方も継続的なものだと感じる。
- 9 税の使い方として、市町村を超えて周遊させるような旅行プラン作成により、旅行代理店にとっても魅力と実効性のあるものが出来ると思う。また、メリット出てくる関係者が増えることで宿泊税導入についても理解が進むだろう。

東海林委員

- 10 宿泊事業者との意見交換会を28回実施したとのことであるが、その結果を踏まえてつくられた施策案なのかが気になった。
- 11 課税免除について、家族連れや子育て支援も入っていた方がよいと思う。
- 12 宿泊行為について、キャンプ場や民泊、モーターなどは該当するのか。
- 13 宿泊税の導入については、例えば繁忙期など、期間を短くするのも一つの方法ではと感じた。
- 14 宿泊税が観光全体のために使われるのなら、交通関係やお土産屋などもあるので、違う徴収方法をこの見直し期間中に検討していく方法もあるのではないかと聞きたい。

大宮司委員

- 15 素泊まりで6千円未満とのことであるが、家族4人で宿泊する場合や、食事付きの場合にどうなるかなど、具体的なイメージがわかるよう教えてもらいたい。
- 16 課税免除について、子供の活動は学校にとどまらないので、学校に行けていない子供向けのエクスカッションなども含めてもらえると、宿泊税がいろんな目線で社会を

- 良くしていく方向に使われるのだなというように、県民の理解が得られやすいと思う。
- 17 宿泊税により新たな施策や宿泊事業者部会の設置など仕事が増えるが、県の内部での人員について、効果実現のための体制をどのように整えていくのか。

鈴木委員

- 18 人手不足が言われている中で、宿泊税を導入するにあたり税の徴収、管理の労力などホテル側の負担が大きいので、そのためのフォローアップが必要ではないか。
- 19 1年前から宿泊予定が決まっている団体もあり、そこに宿泊税徴収の説明をしに行くマンパワーも負担として大きく、相手を納得させる施策も必要であるため、そのフォローアップも十分お願いしたい。
- 20 予算の使い方について、どのくらいの予算で何を行うのかをもっと明確にしてほしい。あわせて決算についてもしっかり周知していただきたい。

島谷委員

- 21 テレビや新聞等で報じられている各地の観光事業者向けの説明会のニュースを目にすると相当厳しい意見が出ていると感じている。
- 22 宮城県議会9月定例会に「宿泊税」導入に向けた条例案を提出されるということだが、各地で行われている説明会の内容と導入に向けたスケジュールは無理があると思う。このような状況のなかで導入に向けた動きが進んでしまうことに懸念を持っている。もっと丁寧な説明が必要であり、議論を深めることが大事と考える。
- 23 宿泊税は県民が県内に宿泊する際に支払うが、県外、国外から宮城県内に宿泊された多くの方に負担いただくことになる。観光は自らの地域の宝物を発掘し磨いて他所の方々にお見せするというのと理解している。自らの地域の観光を推進することを目的として宿泊税を導入し、県外の方々にも負担していただく税金を活用することを県民に広く周知し理解していただくことが必要と思う。
- 24 この税収を基により良い宮城県を作るためには、観光事業者への説明だけでなく、県民および負担いただく県外の方にも宿泊税がどのように使われるかを常に明確に示し、透明性を確保することが重要。情報公開を徹底していただきたい。

嶋原委員

- 25 県の宿泊税に関するニュースを確認したが、宿泊事業者がまだ十分に納得していないように感じた。制度が導入ありきで進んでいるように見えるので、さらに意見交換を重ねるべきだと思う。
- 26 宿泊税の使い道にバス関連の計画があることを知ったが、業界は深刻な人手不足で、小規模事業者には対応が難しい現状がある。インフラを整備し、アクセスを良くすることは大事だがいつまで続けるのかということも感じた。
- 27 300円という金額は高く感じる人もおり、制度そのものに反対ではないが、税の使い道については、より明確でわかりやすくする必要があると思う。限られた予算を効率よく使うため、何か柱を決めて使い道を絞ることも一つの手段だと思う。

佐藤委員

- 28 急務なのはインバウンドの新規市場開拓。(当地域では、)8月の宿泊者のうち、インバウンド客は宿泊者全体の4.5%しかおらず、他地域に比べて非常に少ない。この先、高齢化で国内の旅行者が減っていく中、インバウンドを中心に据えた施策が避けられない。
- 29 東京、大阪、福岡などに来ている外国人旅行者を、どう東北に呼び込むかが課題。

レールパスなどの交通手段を活用する施策も検討すべきだろう。

- 30 地域資源を活用した観光地づくりへの支援については、昔ながらの情緒は大事だが、キラークンテンツを磨き直すか、新たに作るかの検討が必要である。この予算の中でそれが実現できればいいと考えている。
- 31 震災やコロナ、連続した地震などの非常時に備える基金も必要だ。建物の修繕だけでなく、観光誘客などにも使える貯蓄型の基金というものも必要なのでは。

櫻井孝則委員

- 32 宿泊税について不明点も多い。免税点の内容について、教えていただきたい。

西條委員

- 33 松島で開催された宿泊事業者との意見交換会に出席している。これまで3回開催され、報道機関では「賛否両論」と言われているが、賛成は1社のみ。他は全て反対意見。そのような状況で、この税の導入に納得して進められるとは言えないであろう。
- 34 制度設計について、当会議の委員でさえも理解が進んでいない状況である。県民に対しても宿泊事業者に対してもより理解が進んだ状況でないと宿泊税の導入は進められないのではないか。
- 35 税収11億円の影響・効果について教えていただきたい。
- 36 宿泊税導入については現状は反対である。

石本委員

- 37 当社はゴルフ場を経営しており、ゴルフでは「ゴルフ場利用税」があるため、それと今回の宿泊税の制度設計について比較し、不明点や提案を申し上げるが、まずは、「宿泊行為」の内容が不明確である。どのような施設・内容が宿泊税の対象になるものか。
- 38 「ゴルフ場利用税」のように、対象金額により税率を変更したり、課税免除の範囲をもっと広げたり、減免額も複数あってもいいのではないか。また、免税点についても、より細かく詰めていくべきではないか。
- 39 特別徴収義務者交付金については、ゴルフ場利用税でもあり、ゴルフ場関係者は連盟から徴収者である県税事務所へ交付金引き上げ等の要望を出している。宿泊税の導入が進めば、その辺りの仕組みも（宿泊事業者は）しっかり作っておくべきだと思う。

林委員

- 40 ホテル事業者であり、今年4月以降の仙台方面の宿泊事業者の状況としては、コロナ前の状況にぎりぎり回復している施設もあれば、そこまで回復していない状況の施設もある。
- 41 今後、観光業において、熾烈なエリア間の競争に宮城県が勝つためには、地域に魅力がないと観光客は来てくれない。エリア競争に勝てるような魅力のある宮城県になってほしい。
- 42 宿泊税の導入については、事業者への配慮は必要である。ゴルフ場利用税のようにきめ細やかにシステム化された内容が、一括して明細書に記載されてくるような事例もあるので、同じように宿泊者からの税のもらい方が簡単になるととても助かる。
- 43 300円という金額が適正かどうかという課題もある。
- 44 キラークンテンツを作り上げていくのであれば、毎年集中して1つずつ作り上げていくこともいいのではないか。
- 45 宿泊税の用途の選択と集中において、伸びしろのあるインバウンドに特化することも必要なのではないか。

46 宿泊税導入については課題が多いものの、使途を明確にしてきちんと取り組むのであれば、導入もやむを得ないと考えている。

～議事 1 内の委員からの質問や意見への回答～

事務局（川部課長）

- 「宿泊行為」の定義については、基本的には今回、旅館業法と住宅宿泊事業法で対象となる事業者を特別徴収義務者、宿泊契約を課税対象ということで想定している。キャンプ場であっても、旅館業法の許可を取らず、単にその施設の利用料を支払う場合は、課税の対象としない予定である。また、モーテルについて、宿泊契約、休憩契約それぞれあるが、短時間の休憩契約の場合は、課税対象とせず、例えば、他県の事例になるが、日を跨ぐ 6 時間以上の場合、休憩契約の場合であっても宿泊とみなすということで、宿泊税を取っているようなケースもある。細かいところはこれから詰めていくが、そういう考え方の下で、課税を考えている。
- 素泊まり料金の考え方については、一人一泊 6,000 円未満で、素泊まり税抜き金額と記載している。その宿泊料金に含まれるものとして、現時点では、清掃代や寝具の使用料、入浴代、浴衣代、サービス料などを想定しており、その宿泊行為に係る対価、また負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるものを宿泊料金として判断し、料金に含まれないものは、食事代や会議室の使用料金、税関係、その宿泊者が任意で支払った心付け（チップ）等とする予定である。
- 一泊二食付の料金プランの考え方は、それぞれの施設の原価や施設規模、予約時期等によっても変動することを踏まえ、先ほど申し上げた料金に含まれるもの、含まれないものを事業者の実態に応じて仕分けをしていただきたいと考えている。
- 課税免除の考え方については、先行している京都市などの事例を参考としており、教育課程内の教育活動、修学旅行、部活動、それらに準ずるものとして保育園の活動での宿泊を課税免除としている。免除の対象となるか、学校などから証明書等をお持ちいただき、窓口で確認をすることを想定している。現時点ではこういった活動に絞らせていただいている。
- 宿泊部会の創設で県職員のマンパワーがどうなるのかという話もあったが、そちらについては今後、会議の回数等も含め、担当部署と調整をしていく必要があると考えている。
- 免税点についての補足だが、お子様の料金について、通常宿泊料金の 7 割ぐらいで料金設定されている施設が多いと思うが、その 7 割の金額が 6,000 円を下回るかどうかで判断していただくこととなる。

～議事 1 について、委員から追加の意見等～

島谷委員

47 当圏域会議での検討内容を深めるために、県内各地で行われた宿泊事業者との意見交換会の内容の提示や本日の会議資料の事前配付について御配慮いただきかった。

佐藤座長

○今後、資料の事前配付を検討したいと思います。

早坂委員

48 宿泊税について、消費税はかかるのか。

事務局（川部課長）

○かかりません。

林委員

49 宿泊税の導入が決定した場合、最短でいつから実施されるのか。また、使途の説明と効果の検証も必要だろう。これについては、インバウンドの宿泊者数のようにわかりやすい数値を用いると皆さんの理解が進むのではないか。

事務局（川部課長）

○色々な手続きがあるため準備期間が必要であり、最短で約1年後にスタートになる。また、当税は、目的税であり、基金管理し、使途と効果の検証や振り返り、次年度事業の検討等もしっかりと実施していく。また、使途や効果について、この振興会議でも議論させていただく。数値目標については、次期地域プランの目標の考え方について、宿泊観光客数と外国人観光客宿泊者数と観光消費額に加えて、観光消費額単価の追加を検討しており、しっかり進めていきたい。

東海林委員

50 反対している事業者もいるが、今後どうやって進めていくのか。

事務局（川部課長）

○制度案の大枠についてはこれまで御説明申し上げた内容で進めていく予定である。また、細かな運用面については、皆様からいただいた意見も踏まえて、調整させていただきたい。

大宮司委員

51 平成30年からこの宿泊税の導入について議論を重ねてきたとのことだが、マスコミ報道や県民からみても、反対しているのになぜ議会に提出するのかという意見があるのではないか。一般の方への理解ももっと進んでからの提出でもいいのではないか。

事務局（川部課長）

○繰り返しになるが、宮城への観光客数の状況や安定した財源の確保が急務等という点から、9月議会に提案させていただきたい。

櫻井委員

52 松島や石巻での事業者説明会の新聞記事を見ると、かなりの反対意見があったと掲載されていたので、今日の資料として提出出来なかったのではないかと感じた。

佐藤委員

53 宿泊税が導入された前提で、現在、宿泊料は事前決済している方が圧倒的に多い。現金を持ち歩かない方もいる。そのような中で、フロントでの徴収について、なるべく負担が無いようにしてもらいたい。

事務局（川部課長）

○まずは、窓口でしっかり納めていただけるように広報周知の徹底に取り組んでいきたい。詳細な方法については、他県の自治体の取組事例等を参考に、現在、研究している。皆さんの負担が出来るだけないように取り組んでいきたい。